

山梨県県土整備部委託業務表彰審査会運営要領

(趣旨)

第1条 山梨県県土整備部委託業務表彰要綱第6条の規定に基づく、山梨県県土整備部委託業務表彰審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営等については、この要領の定めるところによる。

(組織)

第2条 審査会は、別表1に定める者をもって組織する。

2 会長は、県土整備部総括技術審査監をもって充てる。

(審査会の開催)

第3条 審査会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(審査会に関する事務)

第4条 審査会に関する事務は、県土整備部技術管理課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

山梨県県土整備部委託業務表彰審査会	
会 長	県土整備部総括技術審査監
委 員	選考対象業務を所轄する課長 技術管理課長 技術管理課技術審査監